

商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 元吉 俊博

1 日 時

平成29年3月22日（水） 午後1時11分から
午後3時23分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、衛藤博昭、油布勝秀、田中利明、羽野武男、原田孝司、久原和弘

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、藤田正道

6 出席した執行部関係の職・氏名

商工労働部長 神崎忠彦、労働委員会事務局長 太田尚人、企業局長 日高雅近
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第4号議案、第5号議案、第13議案、第14号議案及び第32号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第17号議案及び第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 平成28年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について、おおいた産業活力創造戦略2017について、小規模事業者の活性化に向けた検討について、留学生の活用促進のための特区提案について及び企業誘致の状況について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 秋本昇二郎
議事課議事調整班 主幹 塚田健

商工労働企業委員会次第

日時：平成29年3月22日（水）13：00～

場所：第6委員会室

1 開 会

2 労働委員会関係

13：00～13：30

- (1) 付託案件の審査
 - 第 1 号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- (2) 諸般の報告
 - 平成28年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について
- (3) その他

3 企業局関係

13：30～14：20

- (1) 合議案件の審査
 - 第 17号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
 - 第 13号議案 平成29年度大分県電気事業会計予算
 - 第 14号議案 平成29年度大分県工業用水道事業会計予算
- (3) その他

4 商工労働部関係

14：20～16：20

- (1) 合議案件の審査
 - 第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
 - 第 1 号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
 - 第 4号議案 平成29年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
 - 第 5号議案 平成29年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算
 - 第 32号議案 大分県企業立地促進資金貸付基金条例等の一部改正について
 - 継続請願 21 九州電力川内原子力発電所と四国電力伊方原子力発電所の即時停止を求める意見書の提出について
- (3) 諸般の報告
 - ①おおいた産業活力創造戦略2017について
 - ②小規模事業者の活性化に向けた検討について
 - ③留学生の活用促進のための特区提案について
 - ④企業誘致の状況について
- (4) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

元吉委員長 ただいまから、商工労働企業委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会も併せて行いますので、御了承願います。

本日は都合により、田中委員の到着が遅れております。また、本日は、委員外議員として、麻生議員、藤田議員にも御出席いただいております。

ここで、委員外議員に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案6件、総務企画委員会から合議のありました議案2件及び前回からの継続請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、労働委員会関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

太田労働委員会事務局長 労働委員会関係の当初予算について、御説明申し上げます。

お手元の平成29年度予算に関する説明書の284ページをお開き願います。

当委員会が関係する歳出科目は、第5款労働費第4項労働委員会費でありまして、予算合計額は、表の右上にありますように9,347万2千円であります。その内訳としましては、第1目の委員会費1,283万9千円であります。

内容は、中程の事業名欄に記載のとおり、委員報酬の941万8千円と運営費の342万1千円であります。

委員報酬については、総会や不当労働行為

事件の審査等の報酬であります。

運営費については、委員が行う労働争議の調整や個別労働関係紛争のあっせん員報酬、定例総会や各種会議への出席旅費など委員の活動に要する経費であります。

次に、第2目の事務局費8,063万3千円であります。

内容は、事業名欄にございますように、給与費の7,273万2千円と運営費の790万1千円であります。

給与費については、事務局職員の人件費、運営費については、非常勤職員や臨時職員に係る経費のほか、事務局が行う不当労働行為事件、労働争議の調整事件等の調査及び連絡会議の出席等に要する事務的経費であります。

元吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに、ないようでございますので、これで質疑を終わります。

なお、採決は商工労働部の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より諸般の報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

太田労働委員会事務局長 それでは、平成28年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について、御報告いたします。

お手元にお配りしております商工労働企業委員会資料の1ページをお開き願います。

初めに、1不当労働行為事件でございますが、不当労働行為事件は、使用者が、労働組合法で禁止されている組合員に対する不利益取扱いや団体交渉拒否等の不当労働行為を行ったかどうかを審査し、救済命令を出したり和解の勧奨等を行うものです。

28年は、27年からの継続案件1件と新

規に申立てのあった1件の合計2件を取り扱いました。

まず、平成27年（不）第1号でございます。請求する救済の内容は、組合員であることを理由として、配車及び賃金について、申請者組合員を差別してはならない、申請者組合員に対し、配車差別により生じた賃金の差額及び差別が是正されるまでの間、配車差別前の平均賃金相当額を支払わなければならない、以上についてのポスト・ノーティス、いわゆる謝罪文掲示となっております。

審査等の経過でございますが、労働委員会委員等による調査を6回行ったところであり、今後、審問等の手続を行うこととしています。

次に、平成28年（不）第1号でございます。本事件の請求する救済の内容は、申立人の分会に対する弱体化を図った行為に対し、是正措置を講じること及び今後そのような行為をしないことを内容とする文書を申立人に手交しなければならないとなっております。28年2月22日に申立てがありました。

28年中は、委員等による調査を4回、審問を1回行いました。

なお、表の下の備考に記載しておりますとおり、本事件は、本年1月30日に結審し、公益委員会議での合議を経て、3月17日に両当事者に命令書を交付したところであります。

次に、中ほどの2調整事件を御覧ください。

(1)の労働争議の調整とは、労働組合と使用者との労使紛争を公正・中立な立場で調整し、話し合いによる円満な解決を図るものがあります。

28年は、団体交渉の開催、組合員の復職、組合員の未払い残業代の支払、上司のパワハラに対する会社の安全配慮義務違反についての謝罪を調整事項とする、新規申請1件を取り扱いました。

右の終結状況の欄にありますように、この案件は双方が合意し、解決で終結しました。

続きまして、(2)の個別労働関係紛争のあっせんですが、これは個々の労働者と使用

者との間で起きた労働条件等に関する紛争について、労働争議のあっせんと同様の手続により、円満な解決を図るものです。

28年は、平成20年以降の特別手当減額分の早急な是正をあっせん事項とする、新規申請1件を取り扱いました。

右の終結状況の欄にありますように、この案件は、被申請者から、自主交渉で解決したのであっせんは応諾しないとの回答があったことから、不開始で終結しました。

なお、お手元にお配りしました大分県労働委員会会報には、これらの事件の概要などの活動状況をまとめておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

久原委員 労働委員会の仕事というのは、とにかく今もう労働者のいろんな問題が多発している中で極めて重要やと思うんや。特に、過労死だとかなんだとかいって、いろんな問題がずっとたくさん出る中で、何でこげん少ねえんかえ。たった1件ぐらいの状況しか労働委員会に申し込まないというのは、何が原因のごたるかえ。相談件数なんかも、去年は、30ページに書きちょんを見れば相当、相当というか、それでも25件ぐらいあつたりしているんじゃないや。じゃけど、中に入ってあっせんをお願いしたりだとか、いろんなことをするというのがほとんど出来上がっていない。

そして、いろんな意味で労働者の通常というか、労働者というのはもう大変な状況の中で、やっぱりいろいろやられよるのが多いのに、こんくらいしか申込みがないのは何に原因があるごたるか、俺はどうもその、この中で見たって、去年はあっせんしたのがたった1件ていうんじゃないや。こげんことというのは、やっぱり労働委員会の、それほど大事な労働委員会がこげなことなら要らんやねえかみたいな話になってしまうけんや。もうちょっとこう、こういう労働委員会の手引じゃねえけど、あっせんのパンフレットなんか

があるけん、こげなものをどんどん配ったり、何かいろんなことをしたりとか、あるいは商工労働部の何か、商工労働委員会じゃなくて商工労働部の中の雇用調整何とかとかいうような課があるじゃねえか。あげなんと、これをどげん連携取りながらこうやっていくかということのをせんと、じって待ってたってこれは来んわ。

太田労働委員会事務局長 今のお尋ねの件でございますけれども、1つは雇用情勢というのが少し緩和してきているというのが背景にあるかと思えます。やはり組合の組織率が今17%を切っておりまして、かなり低くなっております。

そういった中で、労働組合、企業内の組合と使用者の関係というのはかなり成熟してきておりまして、我々のところに案件を持ち込むというよりも、企業の中で労働者と使用者が話し合っ、自主的に大きな企業は妥結できる熟度というか、労使関係が出てきているのかなと思っております。

今、我々の方に持ち込まれる案件というのは、むしろ大企業というよりも中小企業の案件が多くございます。特に組合の組織率というのが17%を切っているんですけども、会社の中の組合というよりも、会社の外にある合同労組とか、いわゆる企業横断的な組合からの、個々の労働者からの申出というのがウエートを占めるようになっておりまして、そういった中で、私どもに上がってくる案件というのは、先ほど久原委員がおっしゃってましたように、以前より少ないんですけども、この報告書の案件の数というよりも、これに上がってくる前の、あっせんに至る前段階の労使の相談等がございまして、そういった中で事前に解決が図られてきている部分というのも多々ありますので、ここに出てくる案件以外にも、そういったところを扱っているというふうな状況でございます。

久原委員 私が地区労におっちゃん頃はね、もう労働委員会が花盛りだったんや。毎日のごと来たりいろいろ相談したりしよったわけ。

今言うように、労働組合の組織率というのは、この中の45ページに書いちょるように、もう16.7%になっている。16.7%ということは、これはもう大企業の皆さんに労働組合があるけん16.7%ぐらいにまでなっちょるけどね、中小になったらほとんどもう組合はねえということなんや。

ほんで、その36協定なんか結ぶのも、全て使用者じゃったら総務部長じゃったり人事部長じゃったり、いわゆる経営側の方が労働者の代表みたいな形で結んだりしよって、本当の意味での協定になっていないんやな。

だから、もうちょっところ、労働委員会としてどげんするかということはないとしても、やっぱりいろんなところと相談しながらやっていかんと、不要論が出るで、こんなことしよったら。

太田労働委員会事務局長 久原委員御指摘の所も踏まえまして、我々ですね……

元吉委員長 紛争がねえけんいいんじゃないの。紛争が少ねえんじゃけん、いいじゃねえかえ。

油布委員 俺は少ねえけん物すごくいいなと思えよったら、何か少ねえのが悪いと不服を言いよんごたるけん、ちょっとそこら辺はおかしいんじゃねえかと。

太田労働委員会事務局長 今、久原委員から御指摘いただいたところも踏まえて、我々12月に委員会があったときも、労働組合、合同労組等と連絡会は年2回やっておるんですけども、そういったところを、年2回と言わず我々の方から出向いて課題解決のアドバイス等もやらせていただいております。

また、今週もですね……

久原委員 もういい、分かった。言いてえことはな、労働委員会というのは極めて重要な所なんやからしっかり頑張りなさいと。同時に、いろんな意味で問題の掘り起こしなんかもね、じっと何回か知らんけどおとったってでけんのじゃから、ちょっと出たり、いろいろやっちくれということをお願いしよるだ

けです。

原田委員 ちょっと1点だけ細かいことを聞きたいんですけど、調整案件の場合、申請者、また被申請者を含めて、代理人とか立ててやっているもんなんですか。いわゆる弁護士を立ててやっているんでしょうか。

太田労働委員会事務局長 去年の案件でございましたら、会社の方は弁護士、公認会計士が入ったりしているんですけど、組合の方は県も入っておりませんでした。

原田委員 ああ、そうですか。はい、いいです。

元吉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければ、これで諸般の報告を終わりたいと思います。

これで労働委員会関係の審査を終わりますが、ここで、ひとこと私からお礼を申し上げます。

〔元吉委員長挨拶〕

〔太田労働委員会事務局長挨拶〕

元吉委員長 それでは、執行部はご苦労さまでした。

〔労働委員会退室、企業局入室〕

元吉委員長 これより、企業局関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合議のありました第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

岡田総務課長 第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についての合議案件につきまして御説明いたします。

議案書の195ページからになりますが、このうち、企業局に関するものは200ページになります。

本日は、お手元にお配りしました資料により御説明いたします。

資料の1ページの左側を御覧ください。

この議案は、6つの条例の一部改正案でございますが、このうち企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正が企業局に関するものであります。

改正内容は、職員が勤務しないため給与が減額されることになる対象に、介護時間を追加するものであります。資料右側の中程の②にありますように、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を設ける改正案であります。介護時間は給与が支給されませんので、関連する条例の規定を改正するものであります。

なお、資料1ページの右側の四角囲いは知事部局に適用される、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の主な改正内容となっておりますが、公営企業であります企業局では、休暇の種類や具体的な内容等は管理規程で定めることとされておりまして、知事部局等と同様の措置となるよう、規程を改正することとしております。

元吉委員長 以上で、説明は終わりましたが、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 異議がないので、第17号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査にはいります。

第13号議案平成29年度大分県電気事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

岡田総務課長 第13号議案平成29年度大分県電気事業会計予算案について御説明いたします。

議案書では110ページから153ページ

にかけて提案させていただいておりますが、説明は予算特別委員会においてお配りしました資料により行わせていただきます。

それでは、資料の1ページの大分県企業局（電気・工水）当初予算（案）の重点項目ですが、左側の電気事業を御覧ください。

I 安全・安心の施設管理といたしまして、地震対策の計画的実施や発電所リニューアルに向けた準備、また発電所のオーバーホール工事などを、III 県政（地域）への貢献といたしまして、一般会計の芸術文化基金積立てへの繰り出しなどを予定しております。

それでは、これらの重点項目の概要を付属資料の写真により御説明させていただきます。

まず、電気事業の写真1 芹川第2 発電所、写真3 芹川第3 発電所、写真8 北川発電所を御覧ください。これらの3つの発電所においては、水圧鉄管や調圧水槽等の水路工作物について耐震性能照査業務の委託を行います。

続きまして、写真2を御覧ください。芹川ダムにおきましては、平成26年度からダム湖の水環境改善事業に取り組んでおり、平成27年度末までに設置した水循環装置2基と分画フェンスについて、水質改善や、水性生物等に与える影響を確認するための環境モニタリング調査を継続して行うこととしております。

続きまして写真4を御覧ください。こちらは芹川第一発電所と九州電力篠原発電所を結ぶ、6万6千ボルト芹川篠原線の鉄塔でございます。更新時期を迎えていることから、計画的に更新することとしており、29年度は、12号から14号の3基の鉄塔の建て替えと、その前後で接続する鉄塔までの電線の張り替え等を行います。

続きまして、右上の写真5の別府発電所でございます。大野川発電所に続き、固定価格買取制度を活用した発電所のリニューアルを予定しており、29年度は土木・建築関係の設計業務を委託します。また、リニューアルの現地工事着工までの間は、現在の水車発電機での運転を継続致しますことから、写真の

ように、保安規程に定められた12年に一度の水車発電機等の分解点検補修——オーバーホールを実施します。今回のオーバーホール工事では、リニューアルをすることも見据えて改修箇所を絞りたいと考えております。

続きまして写真6を御覧ください。大野川発電所では、リニューアルに向けて28年度から実施している設計業務を完了し、土木・建築関係の工事を発注してまいります。また、リニューアルの本体工事の現地着工に先駆けて、発電所周辺地区の工事用道路の建設等に取り組めます。

最後に写真7北川ダムでございます。北川ダムにおいては、ダム直下の無水区間の解消のため、維持流量放流設備の新設工事を継続します。

以上で、重点項目の説明を終わります。

続きまして、2ページ目の平成29年度大分県企業局当初予算案の概要の左側、電気事業会計を御覧ください。

こちらが、ただいまの重点項目に掲げた事業費などを反映させた予算案でございます。

まず、業務の予定量でございますが、1年間販売電力量は、2億4,858万4,354キロワットアワーを予定しております。2主たる建設計画に記載したものは、先ほど御覧いただいた1ページ目に記載した重点事業のうち、建設改良費のみを抜き出したものでございます。

次に、その下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。

表の1番下、収入の計から支出の計を引いた収支差額（B）－（A）は、3億2,475万6千円、税抜き純利益は欄外の参考に記載のとおり2億4,038万円の黒字を見込んでおります。

また、その2つ下の表、資本的収入及び支出を御覧ください。表の中ほどのとおり収入の計から支出の計を引いた収支差額はマイナスの1億5,596万3千円となりますが、その下のとおり内部留保資金等各財源で補てんすることとしております。

以上が、平成29年度大分県電気事業会計予算案でございます。

元吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

原田委員 すみません1点。別府発電所と大野川発電所だけが新買取制度に当たるんでしょうか。

長井工務課長 現在考えておりますのが一番古い大野川発電所ということで、まず大野川をFIT適用しております。

次に、別府発電所を考えているんですけど、それ以外にも、現在、水力発電で中小水力についてはFITの適用がされるということで、単価については幾つか規模によって違いますけれども、中小の水力発電所であれば、新しく更新ですね、行えばFITの適用ができるということです。

原田委員 FITの適用になるっていうのは、いわゆる発電に関わる設備が新しくなるかどうかで決まるんですか。

長井工務課長 基本的には発電所一式、全部更新ということになります。

原田委員 例えば、さっき北川ダムでは放水に関わる設備が造られていましたけど、ああいったものは発電に関わる設備じゃないんで、FITには関わらないというふうに考えるんでしょうか。

長井工務課長 先ほど申しましたのは、維持流量の放流設備でございます、これは発電の設備ではございませんで、ダムに付随して、ダムから法律に定められた流量を、河川の維持をするための流量を流す設備でございます、それはFITの設備とは関係ございません。

元吉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、質疑もないようですので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、第13号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第14号議案平成29年度大分県工業用水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

岡田総務課長 それでは、第14号議案平成29年度大分県工業用水道事業会計予算案について御説明いたします。

議案書では154ページから192ページにかけて提案させていただいておりますが、こちらもお配りしております資料で、簡潔に御説明させていただきます。

それではまず、資料1ページ目の当初予算(案)の重点項目の右側、工業用水道事業を御覧ください。

I安全・安心の施設管理といたしまして、地震(津波)対策の計画的実施や給水ネットワークの運用などを、III県政(地域)への貢献では、一般会計の企業立地促進等基金積立への繰出しを予定しております。

恐れ入りますが、附属資料の工業用水道事業関係の写真を御覧ください。

左上写真1を御覧ください。工業用水道の管路の補修資材を備蓄するための倉庫でございます。今年2月に完成したこの倉庫に、写真の右下に載せているような備蓄資材を購入し、保管する予定でございます。

次に写真2は、大野川から取水した川の水から比較的大きな砂などの不純物を取り除くための沈砂池の全景でございます。この施設につきましては、今年度に耐震化工事のための設計を実施しており、来年度は耐震化工事を予定しております。

写真3は、工業用水道の要とも言える取水設備でございます。写真右下に赤い点線で示した取水口により、日量約50万トンの大野川の水を常時取水しております。なお、写真からは、分かりませんが、取水口内部は2本の隧道に直結しておりまして、それぞれゲートにより流れ込む水の量を調節しております。こちらの施設につきましても、写真2の沈砂

池と同様に来年度は耐震化工事を予定しております。

次に右側の1番上にある写真4、5について御説明いたします。給水ネットワーク再構築事業が完成し、来年度から運用可能となりますが、今年度実施した総合試運転の結果を踏まえて、より安全で効率よく切替を行えるように、各種設備の改良、新設工事を計画しております。

写真4は、判田浄水場に設置している監視カメラの例でございます。ネットワークの運用においては、水の流れを切り替えることにより通常時よりも送水量が増量する箇所が出てきますので、施設の健全性を確認する必要があります。総合試運転においては、各所で職員の目視による点検を行っていましたが、来年度は施設全域に監視カメラや計測装置を設置することで、判田にある総合管理センターで一元監視できる体制を整える予定でございます。

写真5は、配水管路内の汚泥を排出するための弁室でございます。水の流れを切り替えることで通常時より水の流速が上がるため、管路に堆積していた汚泥が巻き上がって水の濁度の上昇が確認されました。その対策として、特に問題となった松岡地区において、排泥弁を設置することとしています。

写真6は、判田取水場から判田浄水場へ向かう揚水隧道の内部でございます。給水ネットワーク再構築事業は、工業用水が災害時でも機能不全に陥らないように給水のバックアップ体制を構築するためのものですが、平常時においても企業への送水を停止することなく隧道点検等の老朽化対策が可能となります。来年度以降は給水ネットワークを運用して、順次隧道点検を実施する計画であり、29年度はまず、この揚水隧道を点検する予定でございます。

続きまして、2ページ目の平成29年度企業局当初予算(案)の概要の右側、工業用水道事業会計を御覧ください。

こちらが、ただいまの重点項目に掲げた事

業費などを反映させた予算案でございます。

まず、業務の予定量でございますが、1の給水事業所数は、6月から太田旗店が1社加わり43事業所となる予定でございます。

2の年間総給水量は、2億182万6,850立方メートル、3の1日平均給水量は、55万3,050立方メートルを予定しております。

その下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。表の1番下、収入の計から支出の計を引いた収支差額(B)-(A)は3億2,310万9千円、税抜きの純利益は欄外、参考に記載のとおり3億1,029万2千円の黒字を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出でございますが、表の中ほど、収入の計から支出の計を引いた収支差額は、マイナスの7億7,549万8千円となりますが、その下のとおり各財源で補てんすることとしております。

以上が平成29年度大分県工業用水道事業会計予算案でございます。

元吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

何か質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、第14号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないようですので、これで企業局関係の審査を終わりますが、ここで、ひとこと私からお礼を申し上げます。

〔元吉委員長挨拶〕

〔日高企業局長挨拶〕

元吉委員長 それでは、執行部は御苦労さま

でした。

〔企業局退室、商工労働部入室〕

元吉委員長 これより、商工労働部関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合議のありました第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

神崎商工労働部長 商工労働部長の神崎でございます。

皆様におかれましては、商工労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、御指導、御べんたつ、ありがとうございます。

それでは、本日は、合議案件1件、付託案件5件、諸般の報告4項目を担当課・室長より御説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

後藤雇用労働政策課長 第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、御説明いたします。

お手元の商工労働企業委員会資料により御説明します。

資料の1ページをお開きください。

まず初めに、技能検定実技試験受検手数料の改正について御説明します。

1 技能検定試験の概要ですが、技能検定試験は、職業能力開発促進法に基づき、技能者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。職種は、建築大工や機械加工など127職種となっています。難易度によって特級、1級、2級、3級と等級を区分するものと、等級を区分しない単一等級があり、年2回試験を実施しています。

今回の実技試験受検手数料の改正ですが、2改正理由にありますように、ものづくり産業では、技能の継承、若手技能者の育成が課題となっており、技能検定受検者を増やしていく必要があります。技能検定は、キャリア形成を図っていく中で、個人の能力開発の目

標設定や動機付けとして若いうちから取り組むことが有効ですが、受検料が高く若年者が受検しにくいという状況にあったため、若年者がより受検しやすい環境を整備することにより、ものづくり産業を支える人材の確保・育成を推進するために、全国一律に手数料を減額することにしました。

具体的には、3改正概要の表のとおり、現在、高等学校等の在校生を除く受検手数料1万7,900円を、35歳未満の者が、2級または3級の実技試験を受検する場合、9千円を減額した8,900円とし、この結果、高等学校等の在校生が3級を受検する場合には、2,900円とするものです。

施行期日は、平成29年10月1日としており、29年度の後期技能検定試験から全国統一で実施します。

資料の2ページをお開きください。

次に、大分県立工科短期大学の入学料の区分要件の改正について、御説明します。

現行の入学料ですが、1県立工科短期大学校入学料の概要にありますように、県内の高校生の入学者数を維持し、本県のものづくり産業を担う若者を確保・育成するため、県内在住者としての要件及び入学料を定めています。

(1) 県内在住者の要件は、県内に本籍及び住所を有する者並びに県内に引き続き3年以上住所を有する者の被扶養者としており、県外在住者よりも低い入学料10万2千円としています。一方、(2) 県外在住者の要件は、県内在住者以外の者とし、入学料については、近隣の職業能力開発大学校との競合を考慮して16万9,200円としています。

今回の改正ですが、2改正理由にありますように、本籍については戸籍法上、日本国内であれば居住地に関係なく任意に定めることが可能であるため、要件から削除し、これに伴い県内在住者としての優遇を受けるに足る一定の居住継続実績を担保すること及び県外者受入れを促進する観点から、県内在住者と見なす居住期間を1年に見直すものです。

3 改正内容ですが、(1) 本籍要件を削除し、(2) 本人の県内在住者としての要件を、入学しようとする年の前年の4月1日から引き続き県内に住所を有することとし、扶養者の県内在住期間を3年から本人と同じ期間に短縮するものです。

4 施行期日については、平成29年4月1日とし、30年度入学生から適用します。なお、入学料の額についての変更はありません。

なお、県立芸術文化短期大学及び県立看護科学大学でも今回同様の改正案を提案しております。

元吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

油布委員 対象者はどんくらいおんのかの。安くなったために対象者が少し多くなったと。どのくらいのものかな。

後藤雇用労働政策課長 29年度の後期試験から適用いたしますが、ちなみに、27年度の35歳未満の技能検定の実技試験の申請者でございますけれども、2級が278人、3級が604人となっております、こういった方々が実技の受検料は安くなったという形に。

油布委員 はい、分かりました。

元吉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、第19号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行

部の説明を求めます。

武藤商工労働企画課長 第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、商工労働部関係につきまして御説明いたします。

先日の予算特別委員会におきまして、おおい創生加速枠や新規事業を中心に御説明したところでございます。

本日は、予算特別委員会で説明をしていない事業の中から、主な事業につきまして、御説明いたします。

まず、商工労働企画課の主な事業について、御説明いたします。

商工労働部・労働委員会予算概要、こちらの冊子でございますが、12ページをお開きください。

小規模事業支援事業費12億1,799万4千円でございます。

この事業は、小規模事業者の経営基盤の確立、技術改善などのために、商工会・商工会議所が行う、金融、税務、経理に係る相談・指導や経営革新、創業の支援など経営改善普及事業に要する経費などを措置するものです。

また、2つ目の丸印、事業費の(6)にあります次世代地域活性化事業は、商工会・商工会議所の青年部・女性部が取り組む、地方創生につながるプランの募集やその取組を支援するものです。応募のあったプランに対してはプレゼンによるコンテストを開催し、審査の上選ばれた優れたプランについては、その事業実施を支援します。

佐藤経営創造・金融課長 経営創造・金融課の主な事業について御説明いたします。

21ページをお開きください。

事業名欄の1つ目、クリエイティブ産業創出事業費3,656万4千円でございます。

企業間競争が激化する中で中小企業・小規模事業者が成長していくためには、デザイナーなどクリエイターの感性や手法を活用することが重要です。

1つ目の丸印、クリエイティブ・プラットフォーム構築事業費は、ノウハウやネットワークを持つ民間に委託して、企業とクリエイ

ター等との交流イベントや相談対応を行うものです。

その下の県内クリエイタースキルアップ事業委託料は、県内で高い能力を有するクリエイティブ人材を育成するものです。

次に、22ページをお開きください。

事業名欄の2つ目、中小企業BCP策定支援事業費118万2千円でございます。

この事業は、東日本大震災や熊本地震を受け、大規模な自然災害等に対するリスク管理としてのBCP——事業継続計画への関心が高まっている中、中小企業・小規模事業者に対する普及啓発とBCP策定支援の取組を強化するものです。

具体的には、県内中小企業等を対象としたBCP普及啓発セミナーを開催するとともに、昨年3月に東京海上日動火災保険株式会社及び商工団体と締結した連携協定に基づき、BCP策定を希望する中小企業等に対するきめ細かなサポートを行うものです。

工藤工業振興課長 工業振興課の主な事業について御説明いたします。

35ページをお開きください。

事業名欄の2つ目、食品産業競争力強化事業費1,740万3千円でございます。

本県の食品産業は、事業所数、従業員数ともに、製造業の中でも最も多く、また県内全ての市町村に食品産業の事業所が存在するなど、地域の中核産業と考えています。

平成26年に設立した、おおいた食品産業企業会は、会員企業数が90社を超え、これまで商品開発から生産管理、販路拡大まで多岐にわたる取組を展開してきました。

今後は、観光需要をターゲットにした商品開発や人材育成、高度衛生管理HACCPの導入促進、ハラル認証食品の拡大などの取組を支援することで、本県食品産業の競争力をさらに強化し、成長を加速化させてまいります。

稲垣産業集積推進室長 産業集積推進室の主な事業について御説明いたします。

37ページをお開きください。

事業名欄の2つ目、医療機器産業参入加速化事業費3,979万9千円でございます。

この事業は、医療機器産業の拠点づくりに向けて、大分県医療ロボット・機器産業協議会を推進母体に、医療、介護現場等の臨床ニーズの発掘、機器開発、販路開拓等の支援を各企業の状況に応じ、一貫してきめ細かく行い、参入への取組を加速させようとするものです。

協議会では、新たに看護関連機器の開発を目指す部会を設置し、県立看護科学大学等と連携して、我慢させない看護を目標とする取組も開始することとしています。

看護現場等から出された臨床ニーズを販路を見据えてブラッシュアップし、臨床ニーズを具体化する試作品開発等を支援するほか、産学官連携による医療機器やHALFITツールの海外販路開拓支援、医療機器メーカーとの取引拡大に向けた医療機器規格等の取得を支援します。

工藤情報政策課長 情報政策課の主な事業について御説明いたします。

47ページをお開きください。

事業名欄の3つ目、モバイルワーク推進事業費2,184万円でございます。

この事業は、より迅速かつ効果的な行政サービスを提供するため、職員が現場から行政情報にアクセスできるよう、セキュリティが確保された通信環境によるタブレット型のモバイル端末を試験的に導入するものです。

この事業によりモバイルワークの課題や効果を検証し、モバイル端末の本格導入に向けて検討してまいります。

次に48ページをお開きください。

事業名欄の2つ目、情報セキュリティ対策高度化事業費2億5,476万9千円でございます。

この事業は、巧妙化するサイバー攻撃から行政が保有する個人情報等を守るため、県と市町村の情報セキュリティ対策の強化を図るものです。

28年度に県及び市町村が個別に設置して

いたセキュリティ対策機器等を集約し、共同でより高度な情報セキュリティ対策を実施するための基盤を構築いたしました。引き続き、基盤の運用面においても、市町村と連携し、外部からの悪意ある攻撃や、内部からの情報流失を防いでまいります。

なお、来週3月27日月曜日に、情報セキュリティの向上や、IT人材の育成等に取り組む独立行政法人情報処理推進機構ーIPAと、県内の情報セキュリティ対策等に関する連携協定を締結することとしております。**森山商業・サービス業振興課長** 商業・サービス業振興課の主な事業について御説明いたします。

57ページをお開きください。

事業名欄の2つ目、サービス産業生産性向上支援事業費1,747万7千円でございます。

この事業は、人手を必要とし、生産性を上げにくいと言われるサービス産業、特に宿泊業を中心とした観光関連産業を対象に、業務の効率化と付加価値を高める取組を推進し、生産性はもとより、企業の収益や従業員のモチベーション向上を図るものです。

宿泊業の次代を担う若手経営者や現場リーダーを対象とした生産性向上のノウハウ等について学ぶ講座を開催するとともに、中小企業が行う生産性向上の取組に対する助成を行います。

また、28年度に行った人材育成事業や県内企業グループによる取組成果の報告会や、先進企業経営者による成功事例の紹介等を行い、生産性向上の機運醸成を図ります。

次に61ページをお開きください。

事業名欄の2つ目、東九州海上物流拠点推進事業費2,268万円でございます。

この事業は、大分港大在コンテナターミナルを東九州における物流の拠点化とするため、官民一体のポートセールス実行委員会を中心に、貨物の確保や航路の誘致等を実施するものです。

近年、大在コンテナターミナルの取扱量が

伸び悩んでいる理由のひとつに、県内企業でも、航路・便数が多く、輸送コストが安いいため、博多港や北九州港を利用していることが考えられます。そこで、大分港と他港を利用する場合との輸送コストの差額を補填する助成制度を創設することで、貨物を大分港利用に転換させ、取扱貨物量の拡大を図ってまいります。

なお、来年度、九州の東の玄関口としての拠点化戦略における集荷対策を強化するため、大分港大在地区のコンテナに関する業務を港湾課に移管し、ポートセールスを一元的に実施することとしています。

商工労働部では、立地企業や荷主企業情報の提供など、土木建築部と連携し、引き続き貨物の集荷対策に取り組んでまいります。

河野企業立地推進課長 企業立地推進課の主な事業について御説明いたします。

67ページをお開きください。

事業名欄の2つ目、工業団地開発推進事業費43億9,540万円でございます。

この事業は、工業団地の開発を推進するもので、事業主体である大分県土地開発公社に対して事業費を貸し付けるほか、非分譲地に要する経費の助成等を行うものです。

事業概要欄の1つ目の丸印、大分県土地開発公社に対する事業費の貸付に要する経費は、玖珠工業団地及び大分北部中核工業団地に係るものでございます。

玖珠工業団地については、これまで埋蔵文化財調査を計画的に進めてまいりました。今年度は、玖珠町との連携を強化し、より一層積極的に誘致活動に取り組んだ結果、複数の企業が関心を示し、現地にも案内をしたところ。このように玖珠工業団地の需要が高まっていることから、来年度、分譲地造成を行いたいと考えております。なお、完成は30年2月の予定です。

これにより、即時の分譲・引渡しが可能となるため、今後の企業誘致に更なる弾みをつけることができると考えております。

大分北部中核工業団地についても、豊後高

田市と連携して誘致活動を行い、今年度は1区画を分譲いたしました。これにより残り4区画5.9ヘクタール、契約ベースでの分譲率は88.4%となっております。

引き続き県北地域に集積が進む自動車関連や精密機械関連企業等を中心に誘致を進め、早期完売を目指してまいります。

後藤雇用労政政策課長 雇用労働政策課の主な事業について御説明いたします。

73ページをお開きください。

事業名欄の1つ目、働き方改革推進事業費867万7千円でございます。

誰もが意欲と能力に応じていきいきと働くことのできる社会の実現と、企業の労働力不足の解消を図るためには、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入など、働き方改革に取り組む必要があります。

昨年12月に設置した大分県働き方改革推進会議において、本県の実情に即した働き方改革の推進方策について議論するとともに、経営者の意識改革を目的とした拡大版会議の開催等により、働き方改革推進の機運醸成を図ってまいります。

また、企業において働き方改革に中心的に取り組むリーダーの養成や、働きやすい職場づくりについて助言を行うアドバイザーの派遣、育児との両立に配慮した企業の認証、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、成果を上げた企業の表彰と、その取組事例等を広く紹介する普及啓発活動なども、引き続き取り組み、働き方改革の推進に努めます。

次に、81ページをお開きください。

事業名欄の1つ目、おおいたU I Jターン就職促進事業費8,416万9千円でございます。

この事業は、県内企業の人材確保を支援するため、U I Jターン希望者等と企業とのマッチングを進めるものです。

おおいた産業人財センターを運営し、県内企業の求人を開拓するとともにU I Jターン希望者の掘り起こしを行うほか、U I Jターン集中相談会等を開催することにより、両者

のマッチングを進めます。また、面接やインターンシップに要する経費の助成を行います。

特に、進学等で県内出身者が多く居住する福岡県について、新たに福岡事務所に学生就職サポーターを配置し、大学等との連携を強化するとともに、福岡県内で県内企業のインターンシップを紹介するイベントや県内企業の魅力を発見するバスツアーを実施するなど、Uターン対策を強化します。

さらに、高校生に県内企業の魅力をより深く知ってもらうため、合同企業説明会を開催して県内就職を促進します。

これらの取組により、U I Jターンを促進するとともに、若者の流出抑制と県内定着を図ってまいります。

第1号議案平成29年度一般会計予算のうち商工労働部関係の説明は以上でございます。**元吉委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

羽野委員 80ページと81ページですね、おおいた学生県内就職応援事業費と、先ほどのU I Jターン就職促進事業費の関係で、一般質問もしたんですが、大分県産業創造機構が支援している経営革新計画を認定して支援している地域経済情報センターというところがありまして、一般質問のときは個別名称を出さなかったんですけど、ここが奨学金返還支援企業と学生とのマッチングをやるということで、企業を登録して、学生も呼んで、そういったイベントをやって、マッチングをしていこうというようなことで、4月にも予定されているんですが、県の場合だと、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業が対象企業を増やして大分の学生の県内就職、この事業を担ったと思うんですけど、これに登録している事業所も、実はこの奨学金返還者支援企業の説明会に登録している企業にダブっているのが1社あるんですね。

だから、それ以外にも、通常だったら県に登録されているのが全て登録されていてもいいんですよ。地域経済情報センターが行う

イベントに全て登録されていてもいいと思うんですよ。

で、何でかなと思ったら、この情報センターに聞いたら、ここが自分で企業訪問して、こういうのをやりたいけど、どうですかと、登録しませんかと。登録料を多分取っているんだと思うんですね、こちらの方は。県は無料でやっていると思いますけれども。そういった中でも、こういった製造業以外の、対象企業以外の企業が15企業、ここの事業をやっているのがあるわけです。現在は分かりませんが、2月にちょっとプレ説明会みたいなのをやったときに来た企業数でいくと16企業あって、うち1企業が県の登録事業所であると、企業になっているんですね。

そういったことがありますので、必ずしも現在の段階では奨学金返還支援企業があるんですよ。こちらの事業からいくと全部該当になっていてもいいんですけど、登録料をほかの企業は払いたくなかったのか、ちょっと分かりませんが、そういった関係もあって、一方ではそういう事実があって、今度、日田で申し上げたように建設業があって、その建設業は土木技術者が欲しいだけですね。それ以外の人はもう奨学金は関係ない話で、若手の土木技術者が欲しいと。そういった指定された職種の人材確保なわけで、その土木建設会社は、こういった民間がやっている取組とかは全く知らない。これまでのものづくりの支援事業だって、これも対象業種ではないけれども、こういった事業があることすら知らないという状況があるんですね。やはり手を挙げさせるためには、こういった事業を全て、こういった事業がありますけどどうですかみたいなところを、事業所が知る、企業が知った上で、うちは該当ないねみたいなところで判断するような状況を作り上げる必要があると思うんですよ。

知識としてこういった事業があるというのは分かっているけど、手を挙げないという状況での結果ならしよがないんですけども、その事業をやっていることすら知らないとい

う状況が一方にあって、それでマッチングをしていこうということにもなるわけだから、今度福岡でやるような場合は、Uターンであるけれども、現行こういった特殊な、プラスアルファを持った返還支援をやっている企業がありますよみたいなのは全て網羅した上で提供して、それ以上の経済的な支援は、この事業でいけば、建設業でできないとしても、対象者には企業がこういった制度をやっているよというのがやっぱり分かるようなシステムにした上で募集を掛けるというか、マッチングするような、うまくつながっていく工夫をすべきだというふうに思うわけなんですよ。

だから、私が一般質問で例に挙げた建設業者は、採用になったら自分のところが奨学金を出しましょうと言うんですけども、その企業は、奨学金の返還支援に変えるならそっちの方が必ずいいと思いますので、そういった企業は、いや、返還支援はやりませんみたいなことにはならないと思うので、現在、うちに採用してもらったら奨学金はうちの会社が返還しますよというような事業を今やっている所については、この返還支援事業の方に変えても、それはやぶさかでないというふうに判断してくると思いますので、そういったところをうまくすり合わせをした上で募集を掛けていただきたいなというふうに思うところです。

以上です。分かりますかね、説明がちょっと下手だったらあれなんですけど。

後藤雇用労働政策課長 私どもが連携しております、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業でございますけれども、当初ものづくり産業という形で28年度に創設をしまして、今回の議会に情報通信事業についても拡大をしていきたいということで提案させてもらっております。

この仕組みは、企業の方にも努力をさせていただいて、学生にも協力をしていただいて、その登録した学生がその企業に無事に入った場合に、奨学金の半額程度を6年間にわたっ

て支援いたしましょうというものでございますので、先ほど羽野委員がおっしゃったのは、企業独自で奨学金返還支援制度を作って、更にもその企業に入った方については、その企業が奨学金を出しましょうという制度なのかなというふうに。

羽野委員 いや、違うんです。今度4月に行われる予定なのが、奨学金返還者支援企業と奨学金を今もらっている人とをマッチングさせる取組なんですよ。

後藤雇用労働政策課長 それは企業が。

羽野委員 私が言った建設業者は、うちに採用になるのであれば奨学金を出しますよということなんで、返還じゃないんですよね。そうじゃないけど、そういう企業は返還する方がいいので、やっぱりリスクが低いからですね。学生のとときに、卒業した後うちに来ることを約束して、奨学金払って来なかったりしたときには、ね。それよりも、奨学金を今もらっている人が入って、それを返しましょうという方がリスクが低いので、そっちの方はすぐ乗り換えると思うんです。

元吉委員長 建設業に枠があればということですか。

羽野委員 そうです。だから、今言っているのは、この返還支援企業と学生のマッチングをやっているけれども、県に登録しているのが、それにはまだ1社しかなかったですねという現実があって、普通であれば、全登録しているところは、県に登録しているというのは、すなわち奨学金の返還支援をやりたいという企業でしょうからですね。その企業と学生をマッチングさせるイベントをやるのが、この地域経済情報センターというところ、もう4月にやるように今計画して進めているわけですよ。

だから、そこら辺の情報交換というか、あるいは、そんなことをやっていることが、企業自体がやっぱり周知されていないという現実があるので、そこら辺がうまくスムーズにいくような手法を考えていただければということなんです。

後藤雇用労働政策課長 対象業種の問題にもなるかと思うんですが、対象業種については、今の制度が来年3月から始まりますので、その辺の成果といいますか、状況を見ながら判断したいと思いますが、先ほど委員がおっしゃった分と私どもの制度の違いというのは、企業が返還の支援を行うのか、私どもの制度は県が返還の支援を行うかという違いが恐らくあるんじゃないかと思っています。それで、地域経済情報センターのところに参加をしていないと、1社しか参加をしていないというのがあると思うんですが、そこは企業として支援するんじゃないかと、その企業に入った人に対して県が支援するという違いがあるので、その辺で参加してない部分があるのかというふうに。

羽野委員 委員長いいですか。

久原委員 よう分かっちゃらんなら、後でゆっくり話せ。

羽野委員 いや、こちらの返還支援企業は、県が支援しようがしまいが、県が支援してくれなくてもやりますよという企業が当然入っているんです。県が支援してくれますという企業も1社入っているんですよ。それと、別府であったり、豊後大野であったり、中津であったりする企業も入っているわけですね。ただし、このものづくりの対象企業ではないというだけの話で。もちろんそういう企業が県が支援するような企業になれば、ジャンルが広がれば、もっと増えるかもしれないですけど、それがなくても欲しいんですよ。こういうのが現実としてあるわけで、欲しがっている企業が。そこまでやって欲しがっている企業がありますので、UIJターンまでやるのであれば、できるだけ広い情報を提供してやった方が、そういったマッチングする確率が高くなるので、そういった現状を踏まえて、このUIJターンをうまく情報提供やったらどうでしょうかということなんです。

後藤雇用労働政策課長 奨学金支援制度については、県のホームページ等でも行っており

ますし、いろんな就職イベントの際にも行っております。

あと、対象企業につきましては、該当しそのような企業様については直接私どもから、担当から電話を掛けて、こういった制度がありますが、登録されませんかというような働きかけも行っております。

今、羽野委員がおっしゃった、地域経済情報センターがやられているマッチングの機会というのも一つの情報提供の場だと思いますので、そこについては、それぞれの企業のお考えがあると思いますが、積極的な参加をされればよろしいかなというふうに思います。

神崎商工労働部長 今、委員がおっしゃったことは多分2つあるかなと思っていて、1つは、独自に奨学金の返還を支援している企業さんの情報も県として積極的に発信すべきじゃないかと。県が支援する企業だけじゃなくて。そこはおっしゃるとおりだと思いますので、まさに学生登録制度ですとか、ジョブカフェだとか、そういう私どもが発信する場で、そういうところで、1社だけというわけにはいきませんが、そういった県内の企業、数社であれば、独自にそういう支援をやっている企業さんがいますよというのは発信していきたいと思います。

2点目として、センター、民間の方がそういう場をせっかく用意していただくのであれば、そういう場も使って県のそういう施策も発信していくべく頑張っていきます。

元吉委員長 いいですか。

羽野委員 はい、いいです。

元吉委員長 要するに、民間がやっているの、その情報も県の中で一緒にやってもらいたいということでもいいんですかね、羽野委員。

羽野委員 いいです、いいです。

元吉委員長 ほかに質疑ございませんか。

原田委員 34ページなんですけど、これまで大分は特定の産業の、いわゆる生産拠点を作っていきこうということで、以前、医療関連機器産業ということを目指して、それはよく分かるんですよ、医療関連産業って、これ

からやっぱり必要になってくるだろうと思ったんですけど、今回、いわゆるドローンを集中的にやっていこうという話なので、34ページには、用途の拡大、これから見込めるんだというふうに書いてありました。今まで説明があったのは、農薬散布とか測量、品物の運搬、撮影とか、最近では保安業務というのも何かあって、これから、そのドローンって用途拡大していくのかという、基本的に疑問があるんですよ。だから、是非納得させていただきたいというか、これはどういうふうなことを考えているのかというのを是非お聞きしたいなと思っていますんですけど。

工藤工業振興課長 ドローン産業についてのございますけれども、まず、用途につきましては委員御案内のとおり、今そういう物流ですとか、あと災害とか、最近では点検とか監視とか、そういった分野も出てきておまして、この5年間ぐらいで市場規模としては数倍以上の伸びをするだろうというふうに思われているということで、そこが今、いわゆるドローンというのは情報を取ってくる一つの装置ではあるんですけども、単純にそれが、単なる撮影だけじゃなくて、いろんな、電波であるとか、視認するにしても、赤外線であったり、紫外線であったりと、いろんなセンサーが高度に発達してきているものですから、いろんな課題を解決できる用途がある意味じゃ無限大に広がる可能性が出てきているというところで、各企業さんも非常に注目度が高くなっているところだというふうに思っております。

そこで、なぜ大分県がという話にはなるんですが、説明しているとおおり、大きな開発企業が誘致できたこと、それから従来から県内でやっている企業さんもいるというだけでなく、例えば測量開発をもう数年前からやって、今、国土交通省の大きな福岡のダムもですね、出来形設計は全部その会社が一手に引き受けていると。国交省のアイ・コンストラクションの非常に優良企業になっているという例もございますし、同じ測量でも別の

会社は、橋梁の点検の部分にドローンを使って非常に他社をリードできるような、この前も大銀ドームでテストをお見せしたら、県内の測量会社の方が多分20社以上は見学に来ていただけているとか、そういう状況もございます。

それからあと、大分県は森林面積が多うございますが、そういった中で、森林組合さんとかも、例えば苗木を高いところに移動させるのにドローンが使えないかとか、いろんな課題を、この度作ろうと思っておりますが、ドローン産業協議会の方に提案していただければ、それを解決する企業様とのマッチングとか、あるいは開発助成金もございますので、そういったところを使って支援して進めたいと思っております。

原田委員 じゃ、また注目しています。結構です。

元吉委員長 ほかにございせんか。

田中委員 何か私に言えということで。

すみません、今日の委員会にちょっと遅れましたけど、佐伯工場の、今日は例の尾道造船のブロック工場の落成式がございまして出席しました。

前回補正のときにも産業教育の話をしましたけど、今度65億円の設備投資をして、造船界の中で画期的な、そういうブロック工場を造っていると。長さが200メートル、幅が100メートルぐらいの巨大なドームみたいところで造っていくんですけど、ほとんどコンピューターで制御してやっていくようなシステムで、これは1回、商工労働部も見学していただければいいなと思っただけですけど。

その中で、そこの社長の話によれば、これからこの工場全体が産業教育のメッカにならないかんという言葉がいただきましたね。その意味で、非常に小・中学生、高校生を含めて、ものづくり、人材育成の面にもありますが、もっともっと地場企業のすごさを、やっぱり子供たちに現場に立って見せて、しかも、6万トンの船というのは、長さは200メートルです。戦艦大和が240メートルという

けど、それに近い大きさの船が今、現実に佐伯湾に浮かんでいるわけ。船を造りよんです。それをもってして、観光産業にもこれが使えるとかいって、いろんなことでの、単なる工場でものを造るというんじゃないくて、やっぱり一つの地方創生の核になり得るものが産業の中にはたくさんあるんだなと。そういう話もしてきたんですけど、大いに産業教育というものを、教育委員会と商工労働部が連携して、やっぱり感銘、感動を与えるような教育内容にしていって、ただ単なる企業の知識じゃなくして、現場に立って感じる感性を持つことが、将来、私は造船マン、鉄工マンになるんじゃないとか、あるいはまた、海に向かって、自分は海運の男になるんやとか、そういう志が開けてくると思うんですよ。

是非一つ、そういう刺激を与えるような政策をどんどん作っていただきながら頑張っていたきたいなと思っております。何か部長の方でございましたら、最後に議長の方にメッセージをいただければと思っております。

神崎商工労働部長 今、議長から御指摘ありましたけれども、おっしゃるとおりで、私も「ものづくり発見ブック」という、県内の企業の優れたものを、ある程度、100ぐらいの企業ですかね、冊子を作って、小学生とか中学生に教育の現場で使っていただくようにしておりますけれども、やはりおっしゃるとおり、字を読むだけでは分からない部分というのはあると思いますので、実際に造船なら造船の現場に行ってみて、そのすごさというのを体感してもらって、将来この会社で働きたいとか、そういう産業教育というのは正に大事だと思っておりますので、何か工夫できないかやりたいと思っておりますし、また、そういう産業教育に加えて、先ほどおっしゃられた地方創生の核みたいな形で、正に企業の集積というのが活用できる可能性もあると思っておりますので、そこもしっかり、どういうやり方がいいのか勉強していきたいと、委員の御指示を得ながらやりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田中委員 それともう一個、関連になるんですけど、日本の企業100社とかいうのがあります。そういうリストアップして、やっぱりその企業の持つ優位性とかすごさを検証してあげるんですよね。

だから、九州議長会でも、九州の企業100社を選ぼうという話と、大分県で大分の企業100社とか、そういう中に入っていけるだけの踏ん張りを検証してあげながら、しかも、そこにやっぱり子供たちの産業教育を入れ込んでいく、いろんなことが考えられていくと思うんですよね。

そういう面で、国のシステムがそういうことに、これは二階俊博さんの話があって、いや、いいなというふうな感じを持ったんですけど、そういうのを具体的にやっぱり大分県でも実行されていくといいと思います。

100億円企業とかいうのは、よく合同新聞か何かでは掲載されますけど、100億円に限らず、やっぱり優良企業の中に入っていくと、それだけの質を高めていくんだという、やっぱり企業に対する鼓舞をやっていくということもこれから大事じゃないかなと思ってますので、新しい企業誘致ももちろん大事ですけど、地場企業がやっぱりきちっとしたものを作って、雇用をまた増やしていく、この底力というのは、私これから地方創生にとっては大事かなと思ってますので、一層そういうところも御尽力をやっていただきたいなと思ってます。

元吉委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

藤田委員外議員 委員長、1個だけ確認させてもらっていいですか。

元吉委員長 はい、どうぞ。

藤田委員外議員 さっきの奨学金返済支援ですけど、例えば県の補助のほかに、企業ごとに独自の上乗せってできるんですか。例えば、県が半分、企業が半分で全額返還免除みたいな制度設計もできるんですか。

後藤雇用労働政策課長 この県の制度の中にはそこまで想定はしていませんが、そこはそ

れぞれの企業のお考えになっていくと思います。

藤田委員外議員 結構、1社が始めるともう一気に何か競争になっちゃうような感じかするので、あらかじめルールの設定が必要かなという気がしました。以上です。

元吉委員長 いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければ、これより、先ほど審査いたしました労働委員会関係部分と併せて、採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、第1号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第4号議案平成29年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

佐藤経営創造・金融課長 第4号議案平成29年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算について御説明いたします。

先ほどの商工労働部・労働委員会予算概要、2ページをお開きください。

表の1番目です。本特別会計は、中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化に取り組む事業に対し融資を行う高度化資金の貸付事業に係るものでございます。

表の左から2列目、予算額（A）欄の1番上にございますとおり、歳入歳出予算額は、それぞれ1億1,748万5千円でございます。

続きまして、85ページをお開きください。

事業名欄の1つ目、高度化資金貸付金4,007万6千円は、中小企業者の集団化、共同化など、高度化事業を進めるための資金を融資するものです。

具体的には、九州各県のガス会社で構成される事業協同組合が、地震対策として、耐震

性の高いガス管に取り替える事業に対し、その事業費の一部を貸し付けるものです。

次に、その下の償還金3,641万5千円、その下の繰出金3,752万4千円は、高度化資金の貸付先である事業者からの償還金について、中小企業基盤整備機構への償還及び県の一般会計への繰出しを行うものです。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、第4号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第5号議案平成29年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

河野企業立地推進課長 第5号議案平成29年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算について、御説明いたします。

商工労働部・労働委員会予算概要の2ページにお戻りください。

表の2番目です。本特別会計は、東九州における広域的な流通拠点の形成を目的に、大分市佐野地区に造成した大分流通業務団地の円滑な事業運営を行うものでございます。

表の左から2列目、予算額(A)欄の2番目にございますとおり、本特別会計の歳入歳出予算額は、それぞれ6億6,318万1千円でございます。

流通業務団地造成事業特別会計は、東九州における広域的な流通拠点の形成を目的に、大分市佐野地区に造成した大分流通業務団地の円滑な事業運営を行うものでございます。

続きまして、89ページをお開きください。

事業名欄の1つ目、流通業務団地造成事業費6億3,237万1千円は、流通業務団地

における安全・防災・環境対策などを行うとともに、起債償還のために減債基金への積立てを行うものです。

また、その下の公債費3,081万円は、起債借入金の利子の償還を行うものです。

元吉委員長 以上で、説明は終わりました。

何か質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、第5号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第32号議案大分県企業立地促進資金貸付基金条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

河野企業立地推進課長 第32号議案大分県企業立地促進資金貸付基金条例等の一部改正について、御説明いたします。

委員会資料にお戻りいただきまして、3ページをお開きください。

まず、大分県企業立地促進資金貸付基金条例でございます。この条例に基づく基金は、発電用施設周辺整備地域における企業立地の促進を図ることを目的として設置しているものです。設備資金の融資を円滑にしています。

基金の財源は国の電源立地地域対策交付金であり、県が貸付に必要な資金の4分の1を、この基金から無利子で金融機関に預託することで、金融機関が低利な融資を行えるようにしています。

昭和62年の制度創設以来、26の企業に対し融資を行ってまいりましたが、平成19年度以後は融資実績がありません。

本貸付事業は、全国19県で実施されてきましたが、市中金利の低下等、社会経済情勢の変化により、全国的に貸付が低調となっております。基金が有効活用されていない状況です。

このため、国は基金造成費補助金等の活用

に関する指針を示し、各県に基金の他事業への充当等を求めているところです。

これを受け、本県においては、基金積立額2億8,162万5,366円のうち1億5,662万5,366円を企業立地促進等基金に積み替え、工業団地等整備促進事業に充当することとしております。

そして、今回の条例改正では、第2条の基金の額を、取崩し後の残額となる1億2,500万円に改めることとしております。

改正後の基金額は、これまでの利用実績や近年の企業ニーズを勘案し、必要十分と考えられる額を残したものでありますが、基金の規模については国から不断の見直しを求められていますので、今後も利用実績に応じ、随時、見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、当条例は、国の電源立地地域対策交付金交付規則を引用しておりますので、当該規則の改正により、告示番号も改めるものです。

次に、大分県企業立地促進等基金条例ですが、これは、発電用施設周辺整備地域への企業立地の促進及び当該地域内における産業の活性化を図ることを目的として設置しているもので、基金の用途は企業誘致に係る活動費等です。

この条例も、国の電源立地地域対策交付金交付規則を引用しておりますので、同様に告示番号を改めるものです。

元吉委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議がないので、第32号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

元吉委員長 次に、継続請願21九州電力川

内原子力発電所と四国電力伊方原子力発電所の即時停止を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

工藤工業振興課長 継続請願21九州電力川内原子力発電所と四国電力伊方原子力発電所の即時停止を求める意見書の提出について、御説明いたします。

現在、川内原発は、定期点検の後、1号機が1月6日から営業運転を再開し、2号機が今月下旬から、営業運転を再開する予定となっています。定期点検中には、九州電力が、鹿児島県知事から要請された特別点検を実施し、熊本地震の影響による異常はなかったと鹿児島県に報告がなされたところです。今後とも、より一層の安全性確保に努めていただきたいと考えています。

また、伊方原発については、昨年9月から営業運転を続けており、先月、県内市町村長向けに原子力防災研修会を開催し、四国電力と愛媛県から安全対策等の説明を受けたところです。県としましては、引き続き安全対策の強化について、しっかり見守っていきたいと考えています。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思いますが、質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 質疑もないようでございますので、これより採決したいと思いますが、継続審査となっております。どのように取り計らいたいでしょうか。

〔「継続」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、継続審査という意見も出ておりますが、継続審査ということによるでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、異議がないので、本請願は、継続審査とすべきものと決定いたします。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より諸般の報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

武藤商工労働企画課長 商工労働部では、本県の産業政策の方向性を具体的に明示するものとして毎年、おおいた産業活力創造戦略を策定しています。

お手元にお配りしていますカラー刷りが戦略の概要版です。お開きいただき、1番左側の全体図を御覧ください。この戦略は3つの柱から成り立っておりますので、新たな取組を中心に説明させていただきます。

第1の柱は、産業集積の進化と企業立地の戦略的推進です。

1の②企業誘致については、新たに離島や過疎地域等へのサテライトオフィスの誘致を進めていきます。また、2の①医療関連機器産業の育成については、県立看護科学大学などとも連携しながら、新たに看護分野についても産学官連携による機器開発と販路拡大を支援します。

第2の柱は、中小企業の新たな活力創造と競争力の強化です。

1の①創業支援については、新たに女性の起業家ネットワークの構築や、民間インキュベーション施設との連携に取り組んでいきます。また、2については、IoTやドローンなど革新的技術の活用促進に努めていくとともに、情報産業のニーズに応えるIT人材の育成にも取り組みます。

第3の柱は、人材の育成・確保と多様な担い手の活躍推進です。

2の①産業人材確保への支援については、特に福岡の大学生へのアプローチを強化し、県内就職を促進していきます。また、③働き方改革の推進を図るため、女性の就業機会の拡大に向け、在宅ワークの普及啓発と在宅ワーカーの育成に取り組めます。

元吉委員長 ただいま、執行部から報告がありました。質疑等はありませんか。

衛藤副委員長 すみません、第1の柱に関して、産業集積の進化と企業立地の戦略的推進のところなんですけれども、質問というか、要望、急ぎじゃないんですけど、今後の検討事項として、企業誘致というのは、入ってく

る部分もあれば出ていく企業も残念ながらあると思います。やっぱり来ていただいた企業から選ばれ続けるということも非常に大事だと思いますので、その点も御尽力いただいているのは非常によく分かっていますけど、こういった中で、また体系的に一つまとめることも将来検討していただければというように思います。要望です。よろしくお願ひします。

元吉委員長 要望でいいですね。

それでは、次の報告について説明を求めます。

武藤商工労働企画課長 委員会資料にお戻りいただきまして、4ページをお開きください。

小規模事業者の活性化に向けた検討について、御説明します。

大分県中小企業活性化条例の制定から丸4年が経過しようとしています。この間、国では、1大分県中小企業活性化条例制定以降の主な動きの中段にありますとおり、平成26年6月に小規模企業振興基本法を制定しました。

同法では、2国の動きにありますとおり、中小企業の中でも特に規模の小さい、小規模事業者の意義に着目し、中小企業基本法の基本理念である、成長発展のみならず、安定的な雇用の維持などを含む、事業の持続的発展という理念を新たに打ち出しました。

そして、この理念の下、(2)の改正小規模支援法において、商工団体による経営の発達支援計画による伴走型の支援や、(3)の小規模事業者の販路開拓や業務効率化等を支援する、小規模事業者持続化補助金など、小規模事業者をターゲットにした新施策を実施しています。

5ページを御覧ください。

県の条例制定時には見られなかったこのような展開を踏まえ、県としても改めて小規模事業者に焦点をあてた取組を検討すべきではないかとの課題認識に基づき、大分県中小企業活性化条例推進委員会の下に、小規模企業振興検討小委員会を設置しました。同委員会は、(1)目的にありますとおり、小規模事

業者や商工団体などを委員としており、県内小規模事業者の現状と課題やその対策まで、現場目線から様々な意見を頂いていく予定でございます。

今後同委員会での意見や500社企業訪問、地域懇話会などの意見も踏まえ、小規模事業者に光を当てる形での条例の改正案の検討も含め、新たな小規模企業振興策の立案を目指してまいります。状況は、逐次この委員会の場で報告してまいりますので、委員の皆様方の御支援のほどよろしくお願いいたします。

元吉委員長 ただいま、執行部から報告がありました。質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、次の報告について説明を求めます。

佐藤経営創造・金融課長 委員会資料の6ページをお開きください。

留学生の活用促進のための特区提案について、御報告します。

大分県は、世界各国から多くの留学生が来県しており、資料の1の①のように、平成27年度の人口当たりの留学生数は、全国一位となっています。県内で学ぶ留学生の職業観の一つとして、1の②にありますように、日本人学生よりも起業に対する意欲が高いという特徴があります。

しかし、留学生が日本で起業するには、1の③、経営・管理ビザの取得が必要で500万円以上の資金調達や事務所の確保等の要件を満たさなければなりません。

そこで、留学生の県内起業を支援するため、今年度から、資料2の③にありますように、留学生のビジネスプランを磨き上げて、投資家とのマッチングを進める、留学生スタートアップ支援事業を実施しています。

この度、留学生の県内起業をさらに推進するため、今週中に国家戦略特区の提案を行うこととしました。

この特区提案では、留学生の起業について、2の④の事業プランの確認を前提に2の⑤のビザの取得を6ヶ月間猶予することと、2の

⑥の県が指定する県や市町村等によるインキュベーション施設に入居する方については、資金調達の要件を500万円以上から、300万円以上に緩和することの2点を提案しています。

また、留学生の就業等についても、3の①、いわゆるアルバイト時間の延長、3の②、有給インターンシップの拡大及び3の③、就労ビザ更新に係る資格活動業務量の緩和の3点を九州各県等と国家戦略特区に共同提案するための協議も進めています。

元吉委員長 報告が終わりましたが、何か質疑ございますか。

原田委員 これは国に提案するという意味ですか。

佐藤経営創造・金融課長 はい、国の方に提案するという事です。

久原委員 この1の②、本県の留学生の高い起業意識とあって、自分で企業を作ってやるというんか。

佐藤経営創造・金融課長 そうでございます。卒業に向けて就業ということで考える方もいらっしゃるんですけども、自分で起業したいという留学生も、調査によると約1割ぐらいがそういう考えを。

久原委員 そげんおるのか。

佐藤経営創造・金融課長 はい。で、日本人の学生で見ると、小さくて申し訳ないんですけど、参考で書いていますとおり、日本人の起業活動については3.7%ぐらいということで、日本人の学生よりも留学生の方が起業意識が高いという。

久原委員 頼りないな。

元吉委員長 ほかに何か。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに質疑もないので、次の報告に移りたいと思います。

河野企業立地推進課長 委員会資料の7ページを御覧ください。

28年度の企業誘致の状況について、御報告いたします。

上の表の右から2番目の列、28年度の下

から3行目、合計欄にありますように、今年度は2月末日までに34社の企業を誘致しました。この表には記載しておりませんが、平成28年1月から12月の1年間の実績では過去最高の36件となっており、誘致件数については順調に推移しているものと考えております。

同じ列の1番下の行、投資額は、2月末時点で176億円と昨年度から減少しておりますが、その1つ上の行、雇用者数は760人でリーマンショック後の平成21年度以降最多となっており、着実に仕事づくり、働く場の確保が進んでいるものと考えております。

業種別では、1番上の輸送用機械が14件と最も多くなっています。この大半は自動車関連であり、集積が集積を呼ぶ効果がもたらされているものと考えております。次いで中程の、食料品・飲料4件の中には、東九州自動車道の開通により、九州全域での取引を視野に入れて進出を決めた企業等が含まれています。その下、その他の情報通信、運輸、サービスがそれぞれ3件となっております。このうち、サービスは、女性にとって柔軟な働き方が可能となるBPOやコールセンターです。下から4行目の再掲の本社機能等は、情報通信関連やドローンの研究開発等、IoT時代を牽引する企業等です。

次に、市町村別の誘致件数ですが、下の表右から2番目の28年度欄にありますように、自動車関連企業が集積する中津市や宇佐市、豊後高田市が合わせて20件と多くなっております。大分市は6件で、BPOやコールセンターのほか、流通業務団地への進出が引き続き好調です。別府市、日田市、佐伯市は各2件です。別府市は2件とも情報通信関連企業であり、日田市はBPO企業、佐伯市は地域資源を活用した水産関連の企業などとなっております。

今後は、自動車関連を中心とした製造業の誘致を引き続き進めるとともに、プラン2015に掲げる新たな産業分野の企業誘致を一層強化してまいります。

特に、大分県版第4次産業革命“OITA 4.0”に挑戦するため、IoT、AI等により新たな価値を生み出す分野の企業誘致に一層積極的に取り組むこととしております。さらに、離島等の条件不利地域におけるサテライトオフィスの誘致にも新たに取り組んでまいります。

元吉委員長 報告は終わりました。質疑ございますか。

原田委員 今説明にありましたけど、製造業はよく分かるんですけど、例えばサービス業等はサテライトオフィスの企業誘致にカウントしていくということですか。

河野企業立地推進課長 サテライトオフィスの内容によると思いますが、これがIT企業のようなものであれば情報通信の方に入りますし、そのほかのものであれば、それぞれの業種に入ることになります。

原田委員 はい、分かりました。

田中委員 企業誘致の市町村別のあれを見ますと、地域の偏在性というのがいろいろ顕著に出てきたんですが、この要因は大体どんなふうに分かるんですか。

河野企業立地推進課長 例えば、県北地域については、今、カーメーカーを中心とした自動車関連産業が集積しているという、これまでの集積が集積を呼んでいるというふうなことがあります。

また、大分市はやはり雇用する人間が十分確保できるといったような有利な点がございまして。それ以外では、やはり交通の便とか、そういったものも影響していると思います。なので、東九州自動車道が開通したことにより立地した企業もございまして、条件が整うことによって、また状況も変わってくるものと思われまして。

田中委員 佐伯の場合、やっぱり工業用水がですね、興人が9万7千トンを独占的に取水しているんですよ。興人以外の工業用水はないんです。それでまた、国交省もそれ以上に取水させないと。現在興人は人絹パルプが廃止して、実質的に2万7千トンぐらいしか使

っていない。あとの水は、全部権利として保有していると思うんですから、企業誘致するにしても水の問題が非常に関わってきとるわけ。

佐伯の方は、キヤノンの問題もあるんだけど、やっぱりこれから工業用水というのは、企業立地にとっても大事な要素がありますので、私は佐伯に帰りましたらその点を整理して、誘致しやすい条件を作らないかなという感じはしておるですけど、あとやっぱり首長の意欲とか、東京事務所の活用とか、いろんな側面があると思いますので、それぞれ各市町村の個別の事情があるわけで、そういうところも含めて指導方よろしくお願ひしたいなと思います。

そして、やっぱり小さな企業が多くなったわね。もう大規模誘致というのがなかなか困難な時代になったことは事実なんだけど、しかし、キヤノンは何かカメラの組立てを大分県に全部集中したいというふうな話も、この前、御手洗会長が話をしておりましたけどね。その意味で、そういう立地のしやすいところに、大分市のみならず、やっぱりいろいろなところにそういうところのチャンスを与えてできるように、ひとつ配慮をお願いしたいなと思っています。よろしく。

久原委員 議長の今の意見に賛成ですが、例えばね、こう見ると、玖珠町なんか3とか少ないですわね。ところが、今度は内陸部の工業団地に造って、これからまた発展してくるじゃろうというふうな気がするんや。ところが、臼杵市なんか見たら今度は玖珠だとか九重よりも下がってくるような感じに見えるわけやね。何に問題があって臼杵なんかは少ないんかとか、そういうところをな、もうちょっと私どもに教えてくれんかな。

というのは、俺、去年ね、12月に入ってから中津に行ったんじゃわ。中津はもうまちがやっぱり生きちよるわい。死んじょらんわい。まち自身がな、何かこう生きちよる。そんな感じがしたんや。だから、そういうふうな、せんともう少子・高齢化でね、どんどん

地方も干上がってしまうわけや。もうまさに限界集落や。だから、そういう状況の中で、やっぱり生きちよるまちをどういうふうに作っていくかというのは大事なことやけんな。よう配慮しててください。お願いします。
油布委員 ちょっと聞きてえんやけど、アメリカのトランプさんがなった関係ね。TPPの問題、そういうふうないろいろ問題関係で、余りこう乗ってこんのやねえかな。先の見通しが立たないというかね、そんなふうだから、今やろうかという連中が、ちょっとこれは、やったら途中で潰れるんじやなかるうかと、そういう不安、そんなのはないかな。私は思うけど、自分がするとしたらトランプさんが、あれはやっぱりTPPの問題が起きると思うんや。

神崎商工労働部長 まさにおっしゃるとおり、そういう世界情勢が不透明な点はあるかと思ひますけれども、常に企業経営って先行きが不透明というのはありますので、そういう中でも、やはり進出意欲の高い企業さんは幾つかございましたので、そういう企業さんをとらまえて、しっかり大分の方に持っていきたいと思っていますので、そこは、そういうトランプ政権の動きが不透明だということて言い訳にしないようにしたいと思ひます。

今、久原委員の方から御質問のあった臼杵の話はちょっと、別途時間をいただいて御説明に上がらせていただきますので。

油布委員 はい、お願いします。

元吉委員長 ほかにございませんか。

藤田委員外議員 7ページの下の方ですね、津久見市と姫島村がゼロなので載っていないんだらうと思うんですけれども、やはり全県的に見る意味では、ゼロで市町村名は入れた方がいいと思ひますので、要望しておきます。

元吉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ないようですので、これで諸般の報告を終わりたいと思ひます。

この際、何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないようですので、これで商工労働部関係の審査を終わりたいと思いますが、ここで、ひとこと私からお礼を申し上げます。

〔元吉委員長挨拶〕

〔神崎商工労働部長挨拶〕

元吉委員長 それでは、これもちまして、商工労働部関係の審査を終わりたいと思います。

お疲れさまでございました。

〔商工労働部、委員外議員退出〕

元吉委員長 皆様御退出する前に、最後の委員会となりましたので、私からひとこと御礼申し上げたいと思います。

〔元吉委員長挨拶〕

元吉委員長 これもちまして、商工労働企業委員会を終わります。

お疲れさまでした。